令和８年度第１回　東御市介護保険運営協議会　会議次第

（地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会）

日時　令和８年８月５日（水）午後１時 30 分～3 時
場所　東御市総合福祉センター　２階　201 研修室

.委嘱書の交付

１　開　会

２　会長あいさつ

３　市長あいさつ

４　自己紹介、協議会の役割説明

５　報告事項

（１）令和７年度高齢者福祉事業、介護保険事業の実施状況について
資料１、資料２

（２）令和８年度高齢者福祉事業の概要について
資料３

６　協議事項

（１）高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の達成度評価の方法について
資料４

（２）高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗状況
資料５

（３）高齢者福祉計画、第９期介護保険事業計画の取り組み状況について
資料６

７　その他

（１）東御市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画、認知症施策推進計画の策定について
資料７：概要について
資料８：計画策定スケジュール

（２）次回会議
期日：令和８年 11 月 25 日（水）　　内容：高齢者福祉計画等の協議

８　閉　会

東御市介護保険運営協議会　委員名簿　（任期：R6.4.1　～ R9.3.31）

区　分	氏　　名	団　体　等	備考
学識経験者	市毛　真弓	市議会議員	
	太田　心平	市医人会	
	横山　好範	市社会福祉協議会	会長
	柳澤　ひろ子	上田広域連合介護相談員	
	成澤　俊夫	上田広域連合介護相談員	
	城田　あすか	市健康づくり推進員会	
	髙木　昇	認知症初期集中支援チーム	
事業所	森野　洋平	指定施設サービス	副会長 介護老人保健施設ハーモック東部
	中　陽平	指定居宅サービス	社福法人ちいさがた福祉会
	岩井　孝司	指定居宅サービス	NPO 法人普通の暮らし研究所岩井屋
	新林　秀友	指定居宅介護支援	社福法人みまき福祉会
被保険者	小林　峯雄	シニアクラブ連合会	
	山岸　淳子	在宅介護者	
	大谷　美知子	在宅介護者	
	柳沢　宗一	在宅介護者	

事務局職員　　〒389-0502　東御市鞍掛 197　　℡75-5090

役　職	氏　名	担　　当
健康福祉部長	掛川　一郎	福祉事務所長
高齢者福祉係長	田中　朋子	
高齢者福祉係	早坂　美智代	主任介護支援専門員
〃	青木　朋子	社会福祉士
〃	宮澤　宏美	主査（介護保険賦課）
〃	松尾　麻衣	保健師
〃	黒沢　しほ	主任（介護保険給付管理）
〃	片桐　夏実	保健師
〃	石田　萌佳	社会福祉士

介護保険運営協議会の役割

1，介護保険運営協議会は、介護保険事業の運営に関し、市長の諮問に応じて調査審議するための組織です。

2，委員は、15 名以内で、被保険者、サービス事業者、学識経験者から市長が委嘱します。

3，委員の任期は、3 年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間です。

4，介護保険運営協議会の委員は、合せて、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の委員となりますが、それぞれ会議を開催することはせず、介護保険運営協議会として開催します。

○東御市介護保険条例

平成 16 年条例第 117 号

(東御市介護保険運営協議会)
第 11 条　市の介護保険事業の運営に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、東御市介護保険運営協議会を設置する。
(組織及び任期)
第 12 条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
2　委員は、被保険者、事業者(指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービスを行う者をいう。)及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
3　委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第 13 条　協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
2　会長は、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第 14 条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

○東御市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（設置）
第１条　東御市地域包括支援センターの設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、東御市地域包括支援センター運営協議会を設置する。
（任務）
第２条　運営協議会は、次の事項について審議するものとする。
(1) センターの設置等に関すること。
(2) センターの運営及び評価に関すること。
(3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
(4) その他センターの運営に関し必要な事項
（組織）
第３条　運営協議会は、東御市介護保険運営協議会の委員をもって構成する。

○東御市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

（設置）
第１条　介護保険法の規定に基づく地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を図るため、東御市地域密着型サービス運営委員会を設置する。
（任務）
第２条　運営委員会は、次の事項について審議するものとする。
(1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
(2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
(3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。
(4) その他地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項
（組織）
第３条　運営委員会は、東御市介護保険運営協議会の委員をもって構成する。